

反対討論

日本共産党神戸市会議員団

朝倉えつ子

日本共産党神戸市会議員団を代表して、第 52 号議案 訴えの提起の件（控訴事件）について反対討論をおこないます。

この議案は、平成 29 年 7 月に当時 21 歳の派遣社員が旧 3 号館の消防設備点検をおこなっていた際、ダクトスペースから転落し下半身不随の障害を負ったことに対して、神戸市や設備点検会社等に対して損害賠償を求める裁判を起こし、5 月 10 日の神戸地裁において、神戸市及び設備点検業者に損害賠償の判決が言い渡されたことに対して、この判決を不服として控訴しようとするものです。

しかし、本会議や委員会質疑および神戸地裁の判決において、「点検口の扉を開扉できないようにしたり、立入禁止の標示をするなど、点検口の危険性の内容、程度に即した事故防止対策を講じていたとは認められず、点検口は通常有すべき安全性を欠いていた」のは事実であり、設置・管理者である神戸市の瑕疵(かし)は明白です。

また、判決文では、業務委託について、「(被告)神戸市において、資格を有しない作業員が補助的作業に関与することまでも一切禁止していたといった事情も見受けられない」として、消防設備点検作業の委託のあり方にも言及し、資格を有しない派遣労働者を働かせた委託契約にも問題があるのではないかと指摘をしています。

以上のように、神戸市の点検口の設置または管理の瑕疵(かし)は存在し、若く有能な原告の人生を台無しにした責任は免れないと考えます。

控訴は断念し、判決に基づき損害賠償をすべきだと申し上げ、反対討論とします。